

貨物自動車運送事業法関係省令事項

<p>法 律</p>	<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則</p>
<p>(輸送の安全性の向上)</p> <p>第十五条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>(安全管理規程等)</p> <p>第十六条 一般貨物自動車運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(輸送の安全)</p> <p>第二条の二 貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めるところその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)</p> <p>第二条の三 法第十六条第一項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の数が二百両であることとする。</p> <p>(安全管理規程の届出)</p> <p>第二条の四 法第十六条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日(事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日)までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。</p>

- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならぬ。
- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 安全管理規程の実施予定日
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 設定した安全管理規程
- 二 その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類
- 3 法第十六条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更後の安全管理規程の実施予定日
- 三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
- 四 変更を必要とする理由
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 変更後の安全管理規程
- 二 その他変更後の安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類
- （安全管理規程の内容）
- 第二条の五 法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。
- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項

ハ 取組に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ 経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ハ 安全統括管理者の責務及び権限に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

二 教育及び研修に関する事項

ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ヘ 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

ト 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

（安全統括管理者の要件）

務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
- い。

- 5 一般貨物自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任した

第二条の六 法第十六条第二項第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十六条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

- 一 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者
 - イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
 - ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
 - ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者

（安全統括管理者の選任及び解任の届出）

- 第二条の七 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者

ときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)は、法第十六条第五項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任(解任)届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合にあつては、その理由

2 前項の安全統括管理者選任届出書には、選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(従業員に対する指導及び監督)

第十条 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十四条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十三条の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整理し、これを公表するものとする。

用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

2、6 (略)

7 貨物自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第四十七条の二 法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 法第二十三条、第二十六条又は第三十三条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二 法第二十四条の規定による届出に係る事項

三 法第六十条第四項の規定による立入検査(輸送の安全の確保に係るものに限る。)に係る事項

四 前三号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

2 法第二十四条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

	<p>(一 一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)</p> <p>第二十四条の三 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。</p>
	<p>3 前二項の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報について準用する。</p> <p>(一 一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)</p> <p>第二条の八 一般貨物自動車運送事業者等は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第二十六条又は第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p>